

63 学校における夏季及び冬季心身鍛錬に関する件に付公私

立大学等へ通牒

〔昭和十四年六月〕

発秘三五号  
定決裁  
六月十日 文書課長 (加藤)  
送 6月10日 起案者

昭和十四年六月十日起案

大臣 (荒木) 花押 次官後閲 (石黒)  
印 文書課長 (朝比奈)

秘書課長 (吉松)  
印 (注記1)

専門學務局長

普通學務局長 (小山)  
印

実業學務局長

社会教育局長

教育調査部長 (松岡)  
印

代印 (谷原)  
代印 (柴沼)

教学局長官 (小林)  
印

通牒案

年 月 日 次 官

地方長官

直轄學校長

公私立大學長

公私立專門學校長

公立私立高等學校長

宛

学校ニ於ケル夏季及冬季心身鍛練ニ関スル件

学校ニ於ケル夏季及冬季及休業ノ実績ニ徵スルニ往々予期ニ反シテ学生生徒児童ノ心身弛緩ノ風ヲ馴致シタルコト尠カラザルハ遺憾トスルトコロナルノミナラズ刻下大事変ニ直面シ戰線將士ヲ初メ国民拳ゲテ昼夜ヲ分タズ奉公ノ赤誠ヲ致シツ、アルノ秋将来國運ノ負荷ニ任ズベキ学生生徒児童ガ独リ業ヲ休ミ暑寒ヲ避クルガ如キハ修養ノ真義ニ悖リ且ハ国民精神ニ副ハザルモノト存ゼラル、ニ付爾今「業ヲ休ム」ノ觀念ヲ棄テ、「心身鍛練」ノ本義ニ則リ別紙要項ニ準ジ夫々適切ナル実施事項ヲ定メラレ度

此段依命通牒ス

追テ教職員ハ從来通り此ノ期間ニ於テ各自ノ研究修養ニ努ムベキコトハ勿論ノ次第ナルモ時ヲ定メテ交互ニ学生生徒児童ノ鍛練ニ当ラ〔ル、抹消〔加筆〕様致〕度

心身鍛練要項

(注記3)

一、学校ニ於ケル夏季及冬季休業期間ヲ心身鍛練ニ充ツルコト

二、心身鍛練ハ雄渾ノ氣魄ト強健ノ体軀トヲ練成スルヲ目標トスルコト(抹消)

三、心身鍛練ノ実施事項ハ夫々学校及地方ノ実情(抹消)情ニ適応スルコト(実施事項ノ例示参照)

四、心身鍛練ハ学校ノ直接指導ノ下ニ行フコト

但シ特別ノ事情アル者ニ限り左ノ各号ニ依ル特別扱ヒヲ認ムルコト

イ、学生、生徒児童各自ノ自修計画(抹消)〔画〕ニシテ学校ニ於ケル鍛練二代へ得ベキモノト認メタル場合ニハ特ニ期間ヲ限リ其ノ実行(抹消)〔ノ〕(加筆)許可(抹消)〔スル〕ヲ得ルコト但シ自修ノ内容ニ付テハ事前ニ於テ詳細ナル計画案ヲ、事後ニ於テ日記並ニ詳細ナル報告書ヲ提出セシムル等十分ナル検討指導ヲ加フルコト

(1)、虛弱者ニシテ一般鍛練ニ参加不可能ト認メタル者ニ対シテハ適當ナル養護施設ヲ講ジ適度ノ鍛練ヲ行フコト

五、実施上注意すべき事項  
(1)、実施計画ハ毎学年当初ニ於テ之ヲ定メ又ハ継続事業トシテ計画スルコト

(2)、実施事業ハ其ノ終了ノ都度之ガ成績ヲ検討スルコト

(3)、坐学的ノ実習、実験ヲ行ヒ又ハ特別講習ノ類ヲ行フ際ハ武道其ノ他ニヨル鍛練ヲ多分ニ加味スルコト

(2)、上級ノ学生生徒ヲシテ鍛練ノ指導ヲ補助セシムルヲ得ルコト

実施事項ノ例示

一、集団勤労作業

(生産(抹消)ノ)拡充ニ対スル協力、應召者家族ニ対スル勤労奉仕等

二、軍事訓練

三、武道其ノ他ノ行的修練

四、運動(体操(抹消)遊戯、競技)(登山)水泳、スキー、スケート、

等)

五、見学鍛練旅行 (〔動植物採集〕〔聖蹟〕ノ巡査、内外地見学、)  
山野跋涉、農工場等ノ見学、徒步旅行等)

専門學務局長 (関口) (印) (横山) (印) (春山) (印) (注記 6)  
普通學務局長 (小山) (印) (田中) (印) (入住) (印) (田中)  
実業學務局長 (笠原) (印) (谷原) (印) (印)

案

(注記 4)

号決 —— 月 日 文書課長 —— 発送 —— 月 日 起案者

年月日

文書課長

地方長官、直轄學校長  
公私立大學〔長〕、高等學校長宛各通

昭和十四年十二月十四日起案 事務官後伺  
文書課長 (宮崎) (印)

専門學校長、實業專門學校長

次官 秘書課長

学校ニ於ケル夏季及冬季心身鍛練ニ關スル件

専門學務局長 (関口) (印) (横山) (印) (西崎) (印) (近藤) (印) (相良)  
普通學務局長 (小山) (印) (田中) (印) (鴨狩) (印) (春山) (印)  
花押 (印) (谷原) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印)

実業學務局長 (谷原) (印)

同

〔之方実施ニ付テハ充分御留意ノコト有之ヘシ〕  
〔加筆・抹消〕

備考 II 別紙添附ノコト

〔秘〕 次官談〔案〕

表記ノ件ニ関シ裏ニ通牒有之タル処今般コレガ趣旨徹底ノ為別  
紙ノ通次官談新聞発表相成可然歟

備考 II 本日午後新聞発表ノ予定

(注記 5)

發文一八五号 定決裁  
12月16日 文書課長 (有原) 発  
12月16日 起案者 (相良) 発

文書課長 (宮崎) (印)

事務官 (石丸) (印)

集団勤労作業と言つても一率一体に各種の学校が同じ様な事を

愈々冬休みが近付いて各学校夫々休暇期間の活用につき適切な計画が樹立されてゐることと思ふ。去る六月通牒を以て休暇中と雖も業を休むの觀念を棄て此の期間を心身鍛練の為に活用すべき方針を定めて以来關係當局は申すに及ばず学生生徒児童及其の父兄に於ても充分此の趣旨に協力されて相当の効果を挙げてゐるがつぶさに検討すると當局の意図してゐるところと必ずしも一致してゐないと思はれる向がないでもない。

(下札 2)

やるのは能率の上から言つても教育的効果の上から言つても望ましいことではない。出来る丈各学校の特殊性に則応し之を生かす様に考へてもら〔抹消い〕〔加筆ひ〕度い。又計画は一応良く樹つても其の実行に当たつて関係方面との充分な打合せや協力の道がつけてないために計画が予定の如く進められないと言ふ様なことも警めなければならない。

通牒に「全期間ヲ通ジテ」とある〔抹消ので〕〔加筆事は必ずしも〕全学生徒児童を全期間を通じて団体訓練をやると云ふ〔抹消のは特殊の事情のない限り考へものだ。〕〔加筆意味ではない。〕一般的には学校の事情と学生生徒及児童の個別的事情とを充分参酌して一定の期間は集団訓練を又一定期間は個別的自修訓練と云ふ風なやり方で其の効果を適切に發揮出来る道があらう。学生生徒及児童の中には家庭的事情があるとか心身が集団的鍛練にたえ得ないとか言ふものについては其れ其れ適切な指導を加へて其れ相応の心身鍛練をなさしめることが必要であつて一律に学校へ集めることのみを考へるの通牒の趣旨に副はない。

又都會の学校と地方の学校とでは自らやり方が違ふことは勿論冬季にあつては雨雪等の関係で地方的に余程事情が違つて来るし要是其の向き向ぎによつて色々工夫をこらせば真に教育的の見地から心身鍛練の実績を挙げ得ると信ずる。

学生生徒及児童に負荷された責任が大なれば大なる程心身鍛練の必要が其の度を加へてゐるので、真に雄渾の気魄と強健な体軀との鍛成には将来とも一段と適切なる方法により真の効果を發揮する様関係当局を初め学生生徒児童並其の父兄の協力を期

待する。

発秘三五号

昭和十四年六月十日

文部次官

学校ニ於ケル夏季及冬季心身鍛練ニ關スル件

学校ニ於ケル夏季及冬季休業ノ実績ニ徴スルニ往々予期ニ反シテ学生生徒児童ノ心身弛緩ノ風ヲ馴致シタルコト尠カラザルハ遺憾トスルトコロナルノミナラズ刻下大事変ニ直面シ戰線將士ヲ初メ國民拳ゲテ昼夜ヲ分タズ奉公ノ赤誠ヲ致シツツアルノ秋将来國運ノ負荷ニ任ズベキ学生生徒児童ガ独リ業ヲ休ミ暑寒ヲ避ケルガ如キハ修養ノ眞義ニ悖リ且ハ國民精神ニ副ハザルモノト存ゼラルニ付爾今「業ヲ休ム」ノ觀念ヲ棄テテ「心身鍛練」ノ本義ニ則リ別紙要項ニ準ジ夫々適切ナル実施事項ヲ定メ全期間ヲ通ジ相率キテ啓導薰化ニ力ヲ致シ實行ヲ拳グルニ努メラレ度此段依命通牒ス

追テ教職員ハ從来通り此ノ期間ニ於テ各自ノ研究修養ニ努ムベキコトハ勿論ノ次第ナルモ時ヲ定メテ交互ニ学生生徒児童ノ鍛練ニ當ラレ度

心身鍛練要項

一、学校ニ於ケル夏季及冬季休業期間ヲ心身鍛練ニ充ツルコト二、心身鍛練ハ氣魄ト強健ノ体軀トヲ鍛成スルヲ目標トスルコト

ト  
三、心身鍛練ノ実施事項ハ夫々学校及地方ノ実情ニ適応スルコ

ト（実施事項ノ例示参照）

四、心身鍛練ハ学校ノ直接指導ノ下ニ行フコト

但シ特別ノ事情アル者ニ限り左ノ各号ニ依ル特殊扱ヒヲ認ムルコト

ムルコト

(1) 学生、生徒及児童ノ自修計画ニシテ学校ニ於ケル鍛練ニ

代ヘ得ベキモノト認メタル場合ニハ特ニ期間ヲ限り其ノ  
実行ノ許可ヲ得ルコト但シ自修ノ内容ニ付テハ事前ニ於  
テ詳細ナル計画案ヲ、事後ニ於テ日記並ニ詳細ナル報告  
書ヲ提出セシムル等充分ナル検討指導ヲ加フルコト

(ロ) 虚弱者ニシテ一般鍛練ニ参加不可能ト認メタル者ニ対シ  
テハ適當ナル養護施設ヲ講ジ適度ノ鍛練ヲ行フコト

五、実施上注意スペキ事項

(1) 実施計画ハ毎学年当初ニ於テ之ヲ定メ又ハ継続事業トシ

テ計画スルコト

(ロ) 実施事業ハ其ノ終了ノ都度之ガ成績ヲ検討スルコト

(ハ) 坐学的ノ実習、実験ヲ行ヒ又ハ特別講習ノ類ヲ行フ際ハ  
武道其ノ他ニヨル鍛練ヲ多分ニ加味スルコト

(二) 上級ノ学生生徒ヲシテ鍛練ノ指導ヲ補助セシムルヲ得ル  
コト

実施事項ノ例示

一、集団勤労作業

（生産力拡充ニ対スル協力、応召者家族ニ対スル勤労奉仕

等）

二、軍事訓練

三、武道其ノ他ノ行的修練

四、運動（体操、水泳、スキー、スケート等）

五、見学鍛練旅行（聖蹟ノ巡拝、内外地見学、山野跋涉、農工

場等ノ見学、徒步旅行等）

発秘三五号 決裁 6月12日 文書課長 (有原) 発 (注記8)  
定 (印) 送 6月12日 起案者

昭和十四年六月十(二)日起案 (抹消)

次官／秘書課長 (岩松) 花押

庶務掛長 (鴻狩) 花押

照会案

秘書課長

本省各局部長

同官房各課長

宛

教学局長官

督学官主事

照会

本日発秘三五号ヲ以テ地方長官直轄學校長公私立大學、高等學校、専門學校實業專門學校長宛別紙ノ通り學校ニ於ケル夏季及冬季心身鍛練ニ関スル通牒致シタルニ付テハ至急省令等ノ改廢モ実施シ趣旨ノ徹底ヲ期シ度ニ就テハ貴局部關係事項中左記等御調査ノ上御回報相煩度此段依命通牒ス

記

一、省令ヲ改廢スル各項

一、学則並校則ノ改廃ヲ要スル点

一、授業料ニ関スル件

一、指導並実習費ニ関スル件

一、其他改廃ニ伴フ施設並経費等

(下 札 3)

以上

(余書)  
〔別紙添付ノコト〕

一、学校ニ於ケル夏季及冬季休業期間ヲ心身鍛練ニ充ツルコト  
二、心身鍛練ハ雄渾ノ氣魄ト強健ノ体軀トヲ練成スルヲ目標ト  
スルコト

三、心身鍛練ノ実施事項ハ夫々学校及地方ノ実情ニ適応スルコト

ト(実施事項ノ例示参照)

四、心身鍛練ハ学校ノ直接指導ノ下ニ行フコト

但シ特別ノ事情アル者ニ限り左ノ各号ニ依ル特殊扱ヒヲ認

ムルコト

文部次官

殿

学校ニ於ケル夏季及冬季心身鍛練ニ関スル件

学校ニ於ケル夏季及冬季休業ノ実績ニ徴スルニ往々予期ニ反シ  
テ学生生徒児童ノ心身弛緩ノ風ヲ馴致シタルコト尠カラザルハ  
遺憾トスルトコロナルノミナラズ刻下大事業ニ直面シ戦線將士

ヲ初メ国民挙ゲテ昼夜ヲ分タズ奉公ノ赤誠ヲ致シツツアルノ秋  
将来國運ノ負荷ニ任ズベキ学生生徒児童ガ独リ業ヲ休ミ暑寒ヲ  
避クルガ如キハ修養ノ真義ニ悖リ且ハ国民精神ニ副ハザルモノ

五、実施上注意すべき事項

(イ)、学生、生徒及児童各自ノ自修計画ニシテ学校ニ於ケル鍛  
練二代ヘ得ベキモノ認メタル場合ニハ特ニ期間ヲ限り其  
ノ実行ノ許可ヲ得ルコト但シ自修ノ内容ニ付テハ事前ニ  
於テ詳細ナル計画案ヲ、事後ニ於テ日記並ニ詳細ナル報  
告書ヲ提出セシムル等十分ナル検討指導ヲ加フルコト

(ロ)、虚弱者ニシテ一般鍛練ニ参加不可能ト認メタル者ニ対シ  
テハ適當ナル養護施設ヲ講ジ適度ノ鍛練ヲ行フコト

(ア)、実施計画ハ毎学年当初ニ於テ之ヲ定メ又ハ継続事業トシ  
テ計画スルコト

(ハ)、実施事業ハ其ノ終了ノ都度之ガ成績ヲ検討スルコト  
ハ、坐学的ノ実習、実験ヲ行ヒ又ハ特別講習ノ類ヲ行フ際ハ  
武道其ノ他ニヨル鍛練ヲ多分ニ加味スルコト

追テ教職員ハ從来通り此ノ期間ニ於テ各自ノ研究修養ニ努ムベ  
キコトハ勿論ノ次第ナルモ時ヲ定メテ交互ニ学生生徒児童ノ鍛  
練ニ當ラレ度

(二)、上級ノ学生生徒ヲシテ鍛練ノ指導ヲ補助セシムルヲ得ル

心身鍛練要項

一、心身鍛練ノ実施事項ハ夫々学校及地方ノ実情ニ適応スルコト

二、心身鍛練ハ雄渾ノ氣魄ト強健ノ体軀トヲ練成スルヲ目標ト

スルコト

三、心身鍛練ニ於ケル夏季及冬季休業期間ヲ心身鍛練ニ充ツルコト  
ト(実施事項ノ例示参照)

四、心身鍛練ハ学校ノ直接指導ノ下ニ行フコト

但シ特別ノ事情アル者ニ限り左ノ各号ニ依ル特殊扱ヒヲ認

ムルコト

五、実施上注意すべき事項

(イ)、学生、生徒及児童各自ノ自修計画ニシテ学校ニ於ケル鍛  
練二代ヘ得ベキモノ認メタル場合ニハ特ニ期間ヲ限り其  
ノ実行ノ許可ヲ得ルコト但シ自修ノ内容ニ付テハ事前ニ  
於テ詳細ナル計画案ヲ、事後ニ於テ日記並ニ詳細ナル報  
告書ヲ提出セシムル等十分ナル検討指導ヲ加フルコト

(ロ)、虚弱者ニシテ一般鍛練ニ参加不可能ト認メタル者ニ対シ  
テハ適當ナル養護施設ヲ講ジ適度ノ鍛練ヲ行フコト

(ア)、実施計画ハ毎学年当初ニ於テ之ヲ定メ又ハ継続事業トシ  
テ計画スルコト

(ハ)、実施事業ハ其ノ終了ノ都度之ガ成績ヲ検討スルコト  
ハ、坐学的ノ実習、実験ヲ行ヒ又ハ特別講習ノ類ヲ行フ際ハ  
武道其ノ他ニヨル鍛練ヲ多分ニ加味スルコト

(二)、上級ノ学生生徒ヲシテ鍛練ノ指導ヲ補助セシムルヲ得ル

## 実施事項之例示

## 一、集団勤労作業

(生産力拡充ニ対スル協力、応召者家族ニ対スル勤労奉仕等)

## 一、軍事訓練

## 三、武道其ノ他ノ行的修練

## 四、運動(体操、水泳、スキー、スケート等)

## 五、見学鍛練旅行(聖蹟ノ巡拝、内外地見学、山野跋涉、農工場等ノ見学、徒步旅行等)

(注記8)  
〔十日付〕

## (下札1)

(中止)  
〔印種別 よ一／聯繫／登録追加／件名 各地方庁等へ通牒  
学校ニ於ケル夏季及冬季心身鍛練ニ関スル件／番号／結了年月  
日 昭一四 六 一〇／保存年限 ムキ／枚数 7〕

## (下札2)

〔年限／枚数 14／よ一／「一七」ハ併綴〕

## (下札3)

〔省令 休業廢止／一、通牒(名前□)／一、休業廢止ニ伴フ授業等□〕

〔自昭11年至昭15年 学生生徒總規  
〔第5冊〕文部省<sup>⑤</sup> 3A, 32—6, 2454〕

## (注記1)

「記録掛 14・11・9 受領」

## (注記2)

「五」(簿冊内件名番号)

## (注記3)

「△」

## (注記4)

「至急」

## (注記5)

「至急」

## (注記6)

「記録掛 15・3・11 受領」

## (注記7)

「(参考)」